

1	第1 設問1
2	1 下線部①の捜査の適法性
3	(1) Qらは、ベランダの柵を乗り越え、掃き出し窓のガラ
4	スを割って解錠し、甲方に入っている。この捜査が「捜
5	索状の執行に」「必要な処分」として適法かが問題と
6	なる(刑事訴訟法222条1項, 111条1項。以下, 法
7	令名は省略する)。
8	(2) 「必要な処分」とは、執行の目的を達成するのに必
9	要であり、かつ社会的にも相当と認められる処分に限
10	定される。なぜなら、その範囲で裁判官の令状審査に
11	よるチェックが入っているからである。
12	(3) 甲は玄関のドアチェーンを掛けたまま郵便配達員に
13	対応していたことから、捜索の際も玄関から室内に入
14	るのに時間が掛かり、甲らが証拠隠滅を図るおそれ
15	が高いという事情があった。覚せい剤は水に流すなど
16	すれば隠滅は容易であることからすれば、ドアチェー
17	ンを切断するという「錠をはず」す方法で全員が甲宅
18	に入るのでは隠滅を防ぐことはできない。したがって、
19	執行の目的を達成するために窓ガラスを割って解錠し
20	て甲方に入る必要性は肯定できる。
21	他方で、窓ガラスを割ることは上述した状況を踏ま
22	えれば社会通念上相当な範囲にとどまるといえる。
23	(4) よって下線部①の捜査は「必要な処分」として適法

1	である。
2	2 下線部②の捜査の適法性
3	(1) Pは、乙の持っていたハンドバッグを捜索している。
4	これは捜索すべき場所を「甲方」とする捜索差押許可
5	状の執行として適法か。乙は甲の内妻で甲方に居住
6	していることから、令状の効力が同居人の所持品に及
7	び捜索できるかが問題となる。
8	(2) 令状を発付する裁判官は、捜索場所に置かれた物
9	が、その場所に含まれることを前提に「場所」に対する
10	令状を発付している。同居人の所持品であれば、その
11	場所に置かれたことはあったはずであり、令状裁判官
12	の令状審査が及んでいるといえる。そうであれば、捜
13	索時に同居人が所持品を携帯していたとしても、令状
14	の効力は及び捜索は可能であるといえる。
15	(3) 乙は甲の内妻であり甲方に居住していたのである
16	から、乙のハンドバッグについても令状の効力が及ぶ。
17	そして、乙は玄関に向かおうとし、中を見せるのを拒
18	否していることからすれば、ハンドバッグの中に「覚せ
19	い剤」「手帳、ノート、メモ、通帳」などの差し押さえるべ
20	き物が存在する蓋然性がある以上、捜索の「必要が
21	ある」ので被疑者の管理する甲方という「場所」の令状
22	で「捜索をすることができる」(102条1項, 222条1
23	項)。

1	(4) よって、下線部②の捜査は令状の効力が及び適法
2	である。
3	3 下線部③の捜査の適法性
4	(1) Qは、右ポケットから丙の右手を引き抜き、更に丙
5	のズボンの右ポケットに手を差し入れ、そこから5枚の
6	紙片を取り出している。これは搜索すべき場所を「甲
7	方」とする搜索差押許可状の執行として適法か。丙の
8	ように甲方に頻繁に出入りし、その場に偶然に居合わ
9	せた者に対して令状の効力が及ぶかが問題となる。
10	(2) その場に偶然に居合わせたに過ぎない者の所持品
11	については、令状裁判官の審査が及んでいるとはい
12	えないので令状の効力は及ばない。もっとも、その「場
13	所」にあった物を隠匿した場合やそれが合理的に疑わ
14	れる場合には、裁判官の令状審査が及んでいるとい
15	え、当該令状に基づく「必要な処分」として、ポケットの
16	中身といった「身体」の搜索であっても「場所」の令状
17	の効力としてできると解する。
18	(3) 丙が右手を抜いても、右ポケットは膨らんだままで
19	あった。また、時折、右ポケットに触れるなど、右ポケ
20	ットを気にする素振りや、落ち着きなく室内を歩き回る
21	などの様子がみられた。Qの問いかけにも丙は答えず、
22	右手を再び右ポケットに入れてトイレに向かって歩き
23	出し、丙が呼び止めても、黙ったままQの脇を通り抜

1	けてそのままトイレに入ろうとしている。
2	以上を総合すれば、「覚せい剤」「手帳、ノート、メモ、
3	通帳」などの差し押さえるべき物を隠匿したことが合理的
4	的に疑われる。したがって、裁判官の令状審査が及ん
5	でいるといえ、令状に基づく「必要な処分」として、丙の
6	右ポケットを捜索できるといえる。
7	(4) よって、下線部③の捜査は令状の効力が及び適法
8	である。
9	第2 設問2
10	1 1について
11	(1) 裁判所は、下線部④で請求された各証拠を証拠と
12	して取り調べる旨の決定をすることができるか。Sは、
13	甲証言の証明力を争うために各証拠の取調べを請求
14	していることから、弾劾証拠として取り調べることがで
15	きるかが問題となる(328条)。
16	(2) 弾劾証拠は、矛盾する供述をしたこと自体の立証を
17	許すことで、供述の信用性の減殺を図ることを許容す
18	る趣旨である。したがって、弾劾証拠は自己矛盾供述
19	に限られる。
20	そして、弾劾証拠に伝聞法則(320条1項)の適用
21	がないのは、自己矛盾供述の場合、知覚、記憶、表現
22	に誤りが介在するおそれがなく、反対尋問等による是
23	正が必要ではないからである。したがって、自己矛盾

1	供述であっても、知覚、記憶、表現に誤りが介在する
2	おそれがある場合には、伝聞法則の適用があり、弾
3	劾証拠とすることはできないと解する。
4	(3) [証拠1]は、自己矛盾供述である。しかし、証拠1
5	は甲の署名・押印がないため、Pが甲の供述を録取す
6	る過程において、Pの知覚、記憶、表現に誤りが介在
7	するおそれがある。したがって、弾劾証拠とすることは
8	できない。
9	[証拠2]は、自己矛盾供述である。そして、甲の署
10	名・押印もある。したがって、弾劾証拠とすることがで
11	きる。
12	[証拠4]は、乙の供述なので自己矛盾供述ではな
13	い。したがって、弾劾証拠とすることはできない。
14	(4) 以上により、裁判所は[証拠2]については証拠とし
15	て取り調べる決定をすることができる。
16	2 2について
17	(1) 裁判所は、[証拠3]を証拠として取り調べる旨の決
18	定をすることができるか。甲の証言の証明力を回復す
19	るために[証拠3]を弾劾証拠とできるかが問題とな
20	る。
21	(2) 弾劾証拠は条文上「争う」とあり、公判供述の証明
22	力を回復することは、弾劾証拠の証明力を減殺する
23	にすぎないことからすれば、回復証拠も弾劾証拠とす

1	ることができる。しかし、回復証拠として用いる場合も
2	供述の存在だけで回復される場合でなければならない
3	い。
4	(3) 甲証言と矛盾する[証拠2]が弾劾証拠として採用
5	されたことで、矛盾する甲の供述が明らかとなり、甲証
6	言の証明力は低下する。
7	しかし、ここで[証拠3]が採用されたとしても、甲が
8	矛盾した供述をしたという事実には変わりがない。また、
9	報復が怖かったという部分を理由に甲証言の方が信
10	用できるとすることも、内容の真実性を問題とすること
11	になるためできない。
12	したがって、甲の証言を回復するために[証拠3]を
13	弾劾証拠とはできない。
14	(4) よって、裁判所は、[証拠3]を証拠として取り調べる
15	旨の決定をすることはできない。
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	

以上